



環境省

第五次環境基本計画の第2回点検について

— 動物愛護部会担当分 —

動物愛護部会



第五次環境基本計画の点検の範囲と点検スケジュール

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【動物愛護部会の点検の範囲】

第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」／第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」

【点検スケジュール】

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】 各部会による各分野の点検※	12月20日 点検①
3年目（2020年度）	【第1回】 各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検②
		12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目（2021年度）	【第2回】 2年目と同じ	秋頃 点検①
5年目（2022年度）	【第2回】 3年目と同じ（最終的な点検）	夏～秋 点検②、 点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—

今回

（第2回点検分野の設定）

第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに最終的な点検年次である2022年度においては全体的な進捗状況を確認し、第五次環境基本計画の総括を行う。

* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ①



【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（2）国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源循環関係）
（4）グリーンな経済システムの基盤となる税制	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会（海洋環境の保全の部分を除く）
（3）環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	循環型社会部会 自然環境部会 地球環境部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	総合政策部会
・地域新電力等の推進	
（2）地域の自然資源・観光資源の最大限の活用	自然環境部会 総合政策部会（文化的資源の活用関係）
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（1）環境にやさしく健康で質の高い生活への転換	自然環境部会（新湯治関係） 循環型社会部会（食品ロス関係） 地球環境部会（低炭素関係） 総合政策部会 動物愛護部会（ペット関係）
（2）森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革	総合政策部会
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・良好な大気環境の確保	大気・騒音振動部会
・廃棄物の適正処理の推進	循環型社会部会
・快適な感覚環境の創出	大気・騒音振動部会
・ヒートアイランド対策	大気・騒音振動部会

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ②

「重点戦略」	担当部会
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及	
(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発	地球環境部会 循環型社会部会 総合政策部会
(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発	地球環境部会 総合政策部会 自然環境部会
(3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	総合政策部会
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献	地球環境部会
(2) 海外における持続可能な社会の構築支援	地球環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然環境部会
4. 環境リスクの管理	
(1) 水・大気・土壌の環境保全（大気関係）	大気・騒音振動部会
(3) 環境保健対策	環境保健部会
5. 各種施策の基盤となる施策	総合政策部会
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応	
(1) 東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 環境保健部会（健康管理関係）
(2) 自然災害への対応	循環型社会部会 大気・騒音振動部会 動物愛護部会

点検の視点（総合政策部会の提示）

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰**しながら、以下の観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
 - 担当分野における環境保全上の効果に加え、**他の環境保全上の効果**が発揮できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
 - **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
 - 関係府省等の他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
 - **地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献できているか。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からの**イノベーションの可能性**があるか。
 - **環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応**を有機的に連携できているか。
 - **2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現**に向けてどのような取組があり得るか。
-
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。
 - 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

動物愛護部会における第2回点検の進め方



- 動物愛護部会が点検担当となっている「重点戦略の進捗」及び「重点戦略を支える政策」については、本部会（第61回動物愛護部会）における審議を元に点検を行う。
- 動物愛護管理行政が担っている実務全体の点検ではなく、環境基本計画における一部分としての点検であることに留意する。

重点戦略の進捗 (第2回点検分野)

4. 健康で心豊かな暮らしの実現

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (1/2)

【環境基本計画のポイント】(P41)

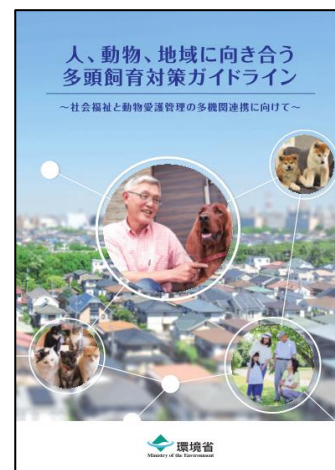
(ペットの適正飼養推進による生活の質の向上)

- ペットの飼養は、人と生きものの重要な共生のあり方のひとつであって、国民に心豊かな生活をもたらすとともに、高齢者の健康寿命の延伸にもつながる。
- 人とペットが共生する社会の実現を目指し、不適切な多頭飼育等による生活環境被害の防止を図るなど、飼い主による適正飼養を促進する施策を総合的に推進する。

(取組の進捗状況) ①

多頭飼育対策(ガイドラインの策定等)

- ◆ ペットの不適切な多頭飼育は、ペットの虐待(疫病や栄養不良、死亡等)につながることもあるほか、個体数の増加が殺処分率の増加につながるおそれがある問題。
- ◆ 問題への対応として、ガイドライン策定のための検討会を平成30年度に設置。
- ◆ 令和2年度に、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育ガイドライン」を策定。多頭飼育問題を「動物の問題」のみならず飼い主の経済的困窮や社会的孤立、周囲への生活環境被害など「人の問題」としても捉え、自治体の動物愛護管理部署や民間の動物愛護推進員のみならず、自治体の社会福祉部局や住宅部局、環境衛生部局、民間における民生委員やケースワーカーといった多様な関係者による体制整備の重要性を規定し、有機的連携を促進。
- ◆ 令和3年度に、自治体を対象としたガイドライン活用モデル事業を実施。多様な関係者が参画し、多頭飼育問題に関する意識や懸念案件の共有を行う連絡会や、問題を抱える飼い主へのアプローチ等に関する自治体関係者向け研修会、繁殖防止措置の重要性を訴える飼い主向け普及啓発動画制作など、モデルとなった自治体の取組を支援。
- ◆ 多様な関係者による有機的連携を促すとともに、飼い主への生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善を図り、適正飼養を促進。



愛玩動物看護師の誕生

- ◆ 令和4年5月に愛玩動物看護師法が施行。
- ◆ 法施行後は、既卒者や在学者向けの講習会、予備試験を実施するとともに、国家試験の実施を準備中。
- ◆ 令和5年2月に初の国家試験が行われ、獣医診療の補助や愛玩動物の看護、飼い主に対するしつけなどの助言等を行う「愛玩動物看護師」が誕生予定。
- ◆ 愛玩動物を対象とした動物看護師の資質向上や業務の明確化が図られることにより、ペット飼養のさらなる適正化が期待される。



4. 健康で心豊かな暮らしの実現

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (2/2)

(取組の進捗状況) ②

令和元年法改正にかかる取組み等

1. 動物の適正飼養のための規制の強化等

- ① 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ② 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③ 特定動物（危険動物）に関する規制の強化（愛玩目的での飼養等を禁止）
- ④ 獣医師による虐待の通報の義務化 ⑤ 動物虐待等罪に対する罰則の引き上げ

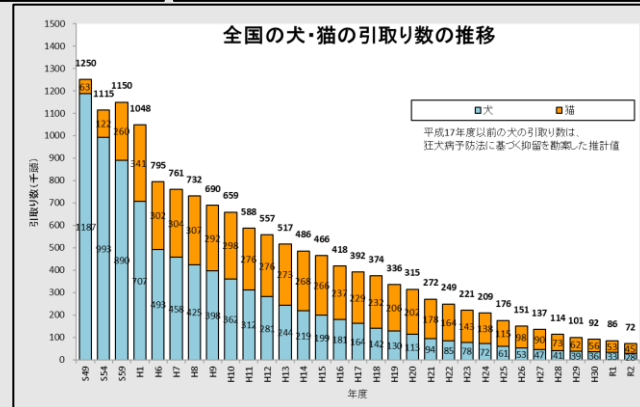
2. マイクロチップの装着等

- ① 犬猫の販売業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け
- ② 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付け
⇒ 現在（10月31日時点）、犬猫あわせて約46万頭が登録。
所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じ、適正飼養を促進。

3. 都道府県等の措置等の拡充

- ① 動物愛護管理センターの業務を規定
⇒ 動物取扱業の監督や飼い主への指導、普及啓発など適正飼養を促進。
- ② 動物愛護管理担当職員の拡充

- ※ 犬・猫の引取り数の減少傾向は、終生飼養の広がりや事業者からの引取り拒否などにより継続しているとみられる。さらに、令和元年法改正により、所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる事由を明記
⇒ 飼養者の責務を普及させ、安易な飼養放棄・遺棄等の発生防止、終生飼養の推進に寄与



⇒ 全体を通して、人とペットが共生する社会の実現のための適正飼養を促進する施策が総合的に推進されている。

課題及び今後の取組方針

- ◆ 生活の質の向上に関わるペット飼養の適正化は取り組まれているものの、多頭飼育の解消、終生飼養の徹底等に対策を講じる必要がある。
- ◆ 国民に心豊かな生活をもたらす人と動物の共生社会の実現を掲げた『動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針』に掲げる施策（適正飼養の推進、動物の健康や安全の確保、周辺生活環境の保全、動物による危害防止等）について、引き続き検討し、効果的な対策を実施する。
 - 多頭飼育問題については、発生事案が多い生活困窮者・高齢世帯等における予防対策を進めることが必要であり、社会福祉部局等との横断的な連携を強化。
 - マイクロチップについては、遺棄防止や返還促進を図るため、効果的な制度運用に関する検討を行っていくとともに、着実に情報登録がなされる施策を打ち出す。
 - 犬猫の引取り数の減少については、販売業から飼い主への終生飼養やマイクロチップ登録に係る説明を徹底させ、飼い主の飼養管理の責務を浸透させる。
 - 愛玩動物看護師が社会における活躍の場を広げる環境づくりの検討。

重点戦略を支える政策の進捗

【環境基本計画のポイント】 (p64)

- (中略) さらに、東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえて策定した人とペットの災害対策に係るガイドラインに基づき、地方公共団体等と連携し、避難所におけるペットの受入れや被災ペットの緊急的な一時預かり体制の整備等について支援を行う。

(取組の進捗状況) ①

- ◆ 地方自治体のペット同行避難の受入れ体制整備について、大規模災害時に生ずる課題等を検証・整理するとともに、平成29年度～令和元年度にかけてペット同行避難者の受入れ避難訓練を地方ブロック毎にモデルとなる8地方自治体で実施。ペット避難受入れ体制の整備に貢献。

実施ブロック	訓練日	訓練内容
四国ブロック(徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定
九州ブロック(熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り
中部ブロック(三重県)	平成29年12月22日	東海地震又は南海トラフ地震を想定
北海道ブロック(北海道)	平成30年10月11日	厳冬期に十勝管内で震源とした大地震の発生を想定
関東甲信越・静岡ブロック(静岡県)	平成31年1月18日	静岡県東方沖で発生した相模トラフ地震と津波を想定
東北ブロック(秋田県)	平成31年2月5日	秋田県沖の海域での連動型の巨大地震と津波を想定
中国ブロック(岡山県)	令和元年11月22日	南海トラフ地震を想定
近畿ブロック(奈良県)	令和元年12月24日	奈良市西部を中心とした地震を想定

重点戦略を支える政策： (2) 自然災害への対応 ② 被災地の環境保全対策等 2/2

(取組の進捗状況) ②

- ◆ 「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）」など、ペットの一時預かり等体制整備支援に資する各ガイドラインを策定
 - 「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉（平成30年9月）」 > 飼い主向け
 - 「被災ペット救護施設運営の手引き（平成31年3月）」 > 地方自治体向け
 - 「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範（令和2年3月）」 > 支援ボランティア団体向け
 - 「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト（令和3年3月）」 > 飼い主向け



ぼうさいこくたい出展の様子

- ◆ 内閣府が主催する「ぼうさいこくたい」に、環境省ブースを平成26年度から出展し、ペット同行避難に関する普及啓発を継続的に実施。
- ◆ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助金により、自治体における災害時の受入れ設備（緊急時用ケージ・シェルター設置場所の確保など）の整備に貢献。
 - 平成30年度：6件（約1.4億円）、令和元年度：6件（約1.3億円）
 - 令和2年度：7件（約1.6億円）、令和3年度：7件（約1.5億円）
 - ※金額は補助金額ベース



課題及び今後の取組方針

- ◆ 依然として、ペット同行避難の受入れ体制が全国の基礎自治体で整っていない状況。引き続き、自治体を対象としたペット同行避難等訓練により受入れ体制整備の支援していく必要がある。
- ◆ ペット同行避難訓練の支援事業を実施予定（令和4年度～）。
- ◆ 受入れ体制の整備とあわせて、飼い主等へ同行避難に係る準備の啓発等を行っていく。

総括

【全体の評価】

- 現行の第5次環境基本計画に掲げられたペット施策（ペット適正飼養の推進、ペット災害避難対策）は着実に取り組まれている。
- 国民への理解を深化させ、行動に如何に繋げてもらうか、また全国共通の防災対策として各自治体に浸透させていくかが課題。
- これまでの取組を引き続き実施していくとともに、国民の理解醸成や自治体の恒常的対策となることを狙った取組として進めていく必要がある。

【「点検の視点」ごとの評価】

- 「不適正な多頭飼育対策」において、他分野である社会福祉部局等との連携体制の構築が進んだ。ペットの適正飼養の推進は、人の生活（福祉、教育、衛生、防災等）に関する多様な分野との関わりがあるため、それらとの有機的な連携が図られることで、人間社会をより良くすることに貢献する社会的意義の高い施策の展開が期待される。

今回の点検結果を踏まえて、引き続き、環境基本計画に位置付けられた施策を進めていくとともに、今回の点検を通して明らかになった評価と課題を基に、環境基本計画の見直しの議論を検討していく。

第61回動物愛護部会（2022年11月9日）での委員意見



- ◆ 動物の虐待は人への虐待にもつながるといった、関連性があると言われており、社会の秩序を保つための施策の検討が必要ではないか。
- ◆ 多頭飼育対策については、早期発見、早期対策が重要。社会福祉部局等と動物愛護管理部局の連携が必要だが、連携がとれていないケースも聞いている。例えば、引取り体制の構築などが課題である。
- ◆ 動物を愛護することのみならず、動物愛護管理行政がどの様に人間や社会に貢献できるのかという視点を意識した政策づくりをすることが、この行政分野の発展につながる。
- ◆ 若い世代を中心に、動物の安易な購入が増えていると感じる。終生飼養の普及啓発が重要。あわせて、販売者の安易な購入を促す営業行為等もみられ、販売者の意識向上も必要。
- ◆ 特定動物の飼養規制はブラックリスト方式だが、今後はホワイトリスト方式にしないと適切な管理が追いつかない。飼い主が新たに動物を飼う際、どういったペットを選ぶのが適切かかといった啓発が必要ではないか。
- ◆ 特定動物の管理は、外来生物対策だけでなく、逸走防止ということで災害対策にもなりうる。また、エキゾチックペットの管理は、感染症対策にもつながるといった視点が必要。
- ◆ 動物虐待を発見した時の獣医師の、通報が義務化となったことについて進捗状況で触れられないか。
- ◆ 引取り数の減少だけにこだわり過ぎるのではなく、譲渡や返還率の増加等の取組も評価する必要がある。
- ◆ ペットの飼養が、高齢者の健康延伸に効果があるのは知られているが、現状では保護犬猫の高齢者への譲渡は消極的な印象。もっと適正に飼育できる高齢者への譲渡を促進するため、万一の時の引受け先の確保を譲渡条件にする等の施策が必要ではないか。
- ◆ ワンヘルスは、有機的連携体制の構築や人と動物の共生にもつながることから、今後の政策課題にしていくことが必要。
- ◆ 避難所におけるペットの同行避難受入れについて、都道府県には広まっていると感じるが、実際の受け入れ先となる基礎自治体までは届いていない状況にあるため、そこまで届く施策の検討が必要。